

# 一宮市都市計画マスタープラン・立地適正化計画 改定委員会設置要綱

## (設置)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に規定される都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン。以下「マスタープラン」という。）及び都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条に規定される立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）を改定するにあたり、必要な事項について検討、協議するため、一宮市都市計画マスタープラン・立地適正化計画改定委員会（以下「改定委員会」という。）を設置し、その事務について必要な事項を定める。

## (所掌事務)

第2条 改定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) マスタープラン改定に関すること。
- (2) 立地適正化計画改定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、改定委員会が必要と認めた事項

## (組織)

第3条 改定委員会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内関係団体の代表者

## (任期)

第4条 委員の任期は、マスタープラン及び立地適正化計画の改定をもって終えるものとする。

## (委員長)

第5条 改定委員会には委員長を置き、委員長は、第3条第2項に基づき任命された委員のうちから市長が選任する。

2 委員長は、改定委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第6条 改定委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 改定委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 改定委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決す

るところとする。

#### (会議の公開)

第7条 改定委員会の会議の公開に関する取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

#### (オブザーバー)

第8条 改定委員会にはオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、市長が任命する。

3 オブザーバーは、委員長の求めに応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

4 オブザーバーに事故があるときは、その職務を代理する者が改定委員会の会議に出席し、意見を述べることができる。

#### (意見の聴取)

第9条 委員長は、必要と認めるときは、改定委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を述べさせることができる。

#### (議事録)

第10条 改定委員会の会議については、議事録を作成し、委員長の承認を得て公開するものとする。

2 議事録の公開に関する取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

#### (事務局)

第11条 改定委員会の庶務は、まちづくり部都市計画課において処理する。

#### (委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、改定委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 付 則

1 この要綱は、令和5年4月19日から施行する。

2 この要綱は、マスタープラン及び立地適正化計画の改定をもってその効力を失う。